住宅ローン控除 1年目の確定申告 必要書類チェックリスト（令和8年入居）

「当てはまる人」の欄が自分に当てはまる書類をそろえます。「全員」の行はどの人も要ります。

済	当てはまる人	書類	どこで手に入るか	調書方式のとき	出典
☐	全員	住宅借入金等特別控除額の計算明細書	作成コーナーで申告書と一緒に作るか、国税庁の様式に書きます		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	全員	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書【原本】	借入先の金融機関等	調書方式なら付けなくてかまいません	国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	全員	家屋の工事請負契約書又は売買契約書【写し】	工事や売買の契約のときに受け取ったもの	調書方式なら付けなくてかまいません	国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	全員	家屋の登記事項証明書【原本】（計算明細書への不動産番号の記載か、写しで代えられます）	法務局		国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	全員	確定申告書に書いたマイナンバーの本人確認書類（マイナンバーカードの写しなど。提示でも可）	自分のもの		国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	土地の分も控除を受ける人	土地の登記事項証明書【原本】（不動産番号の記載か、写しで代えられます）	法務局		国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	土地の分も控除を受ける人	土地の売買契約書【写し】	土地の売買の契約のときに受け取ったもの	調書方式でも、住宅を新築したときは要ります	国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	連帯債務がある人	（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書	国税庁の様式（作成コーナーでも作れます）		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	補助金等を受けた人	補助金決定通知書など補助金等の額を証する書類【原本】	補助金等を交付した国や市区町村等		国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	住宅取得等資金の贈与の特例を受けた人	贈与税の申告書など住宅取得等資金の額を証する書類【写し】	自分が税務署に出した贈与税の申告書の控えなど		国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	認定住宅	長期優良住宅建築等計画等（または低炭素建築物新築等計画）の認定通知書【写し】	都道府県または市区町村等（中古住宅は売主等名義のもの）		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	認定住宅	住宅用家屋証明書（原本または写し）、または認定長期優良住宅建築証明書・認定低炭素住宅建築証明書	住宅用家屋証明書は市区町村、建築証明書は建築士等		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	ZEH水準省エネ住宅	住宅省エネルギー性能証明書、または建設住宅性能評価書の写し（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上のもの）	証明書は建築士等、評価書は登録住宅性能評価機関		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	省エネ基準適合住宅	住宅省エネルギー性能証明書、建設住宅性能評価書の写し、または検査済証の写し（令和8年1月1日以降に住み始めた場合。令和7年4月1日以後に建築確認を受けたことを証するもの）	証明書は建築士等、評価書は登録住宅性能評価機関、検査済証は家屋の建築のときに交付されたもの		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	新築のその他の住宅	確認済証または検査済証の写し（令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するもの）、または家屋の登記事項証明書（令和6年6月30日以前に建築されたことを証するもの。床面積50㎡以上のときだけ）	確認済証・検査済証は家屋の建築のときに交付されたもの、登記事項証明書は法務局		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］

済	当てはまる人	書類	どこで手に入るか	調書方式のとき	出典
☐	中古住宅・買取再販住宅（昭和56年12月31日以前に建築）	耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し（耐震等級1〜3）、または既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証明書（いずれも取得の日前2年以内のもの）	証明書は建築士等、評価書は登録住宅性能評価機関、付保証明書は住宅瑕疵担保責任保険法人		国税庁 タックスアンサー No.1211-3 中古住宅を取得し、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］
☐	買取再販住宅	増改築等工事証明書【原本】	建築士等		国税庁「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」
☐	特例対象個人の上乗せを受ける人	確定申告書第二表に、配偶者や扶養親族の氏名、マイナンバー、続柄、生年月日を書きます（その全員が非居住者なら、親族関係書類と送金関係書類も要ります）	書く欄は確定申告書第二表		国税庁 タックスアンサー No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）［令和8年4月1日現在法令等］

このリストは、国税庁の「令和7年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」（2026年11月24日確認）の並びに沿い、令和8年に住み始めた人について国税庁のタックスアンサーが書いていること（省エネ基準適合住宅の検査済証の写しなど）を加えたものです。令和8年分の説明書が出たら、それに合わせます。

借入先の金融機関等が「調書方式」に対応していて、その金融機関等に適用申請書を出している人は、年末残高等証明書と家屋の契約書の写しを付けなくてかまいません（土地の売買契約書は、新築のときは要ります）。金融機関等が調書方式に対応していなければ、これまでどおり年末残高等証明書が要ります。